

◎不正な行為を行った下記業者について、1ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社ホシヤマ  
業者の住所：宮崎県小林市細野2633-1
2. 指名停止措置期間：令和3年7月16日 ～ 令和3年8月15日  
(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要  
本件は、株式会社ホシヤマ及び同社取締役が、平成31年3月19日、同社敷地内において、労働災害が発生した際に、労働基準監督署に虚偽の災害発生状況を記載した労働者死傷病報告書を提出したとして、令和元年12月12日、都城簡易裁判所において、労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金の略式命令を受け、その後、その刑が確定した。  
また、このことが建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、令和3年5月27日に宮崎県知事より指示処分を受けたものである。
5. 指名停止措置理由  
株式会社ホシヤマ及び同社取締役が労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金刑を科されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第15号（下記参照）に該当する。  
従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

<措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）  
 代表：092-471-6331  
 総務部契約課長 伊東 裕倫（内線 2511）  
 （契約課直通：TEL092-476-3509）  
 港湾空港関係  
 総務部契約管理官 山村 裕未（内線 290）  
 （経理調達課直通：TEL092-418-3345）